

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等について

消防庁国民保護・防災部 参事官付

1. 改正概要

令和 7 年度救助技術の高度化等検討会（地下閉鎖空間における救助能力の高度化）により、消防委員から「都市型ロープレスキューを使った救助法の一定の基準等の整備」の要望があり、同検討会報告書において「今後も継続的に新たな救助手法や資機材の救助施策・制度への反映が行われることが望ましい。」とされた。

本検討会を踏まえ、本改正においては、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年自治省令第 22 号）、救助活動に関する基準（昭和 62 年消防庁告示第 3 号）及び消防救助操法の基準（昭和 53 年消防庁告示第 4 号）について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正内容**第一 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）**

- (1) 別表第一への「都市型ロープレスキュー器具一式※」の追加【救助省令第 2 条、第 4 条～第 7 条関係】

都市型ロープレスキュー器具一式は、従来のロープ、カラビナ及び滑車等と特性が異なることから、別の種類のものとして位置づけることとし、一般救助用器具に「都市型ロープレスキュー器具一式※」を追加するとともに、所要の改正を行う。

- ・ 一般救助用器具に「都市型ロープレスキュー器具一式※」を追加
- ・ 隊員保護用器具の「安全帯」を「墜落制止用器具」に変更

- (2) 別表第二の「ロープ登降機」及び「救助用降下機※」の削除【救助省令第 4 条～第 6 条関係】

「ロープ登降機」及び「救助用降下機※」については、別表第一の「都市型ロープレスキュー器具一式※」及び「登山器具一式」に含まれることから、それぞれ削除する。

第二 救助活動に関する基準の一部を改正する告示（案）

第一で規定した救助器具について、別表において規定し、「都市型ロープレスキュー器具一式※」について、必要個数を「五」とする。

第三 消防救助操法の基準の一部を改正する告示（案）

第二編消防救助基本操法に第十六章の二を新設し、都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法の基準を定める。

3. 施行期日

令和9年4月1日

4. 経過措置

なし

5. スケジュール

【パブリックコメント】令和8年8月5日（水）から9月8日（火）まで（35日間）

【 公 布 】令和8年10月頃（予定）